

新宮町町民公益活動団体登録規程

(目的)

第1条 この告示は、主として町内を活動地域として、町民公益活動を継続して行う団体（以下「町民公益活動団体」という。）への支援及び町民の公益活動への参加の機会を広げるため、新宮町町民公益活動団体登録制度を制定し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この告示においての「町民公益活動」とは、町民が自発的かつ自主的に行う営利を目的としない活動であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

2 登録することができる町民公益活動団体は、次の要件に該当するものでなければならない。

- (1) 構成員の代表者は、新宮町内に居住し又は勤務していること。
- (2) 構成員数が、2名以上であること。

(登録申請)

第3条 登録を希望する町民公益活動団体は、町長に対し、新宮町町民公益活動団体登録申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

(登録事項)

第4条 町長は、前条に規定する登録申請があった場合は、別に備える台帳に登録するものとする。

(登録事項の変更等)

第5条 登録した団体は、登録事項に変更が生じたとき、又は、登録を抹消するときは、町長に対し、速やかに新宮町町民公益活動団体登録事項変更・抹消届（様式第2号）を提出しなければならない。

(登録の抹消)

第6条 町長は、登録した町民公益活動団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を抹消することができる。

- (1) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により登録の申込みを行ったと判明したとき

- (3) 第8条に規定する事業報告書を提出しないとき
- (4) 登録した町民公益活動団体から、前条の規定に基づき登録抹消の届出があったとき
- (5) その他町長が登録に不相当であると判断したとき
(登録団体への支援等)

第7条 町長は、登録した町民公益活動団体に対し、その活動を支援するものとする。ただし、これによって団体の活動に支障をきたす場合は、この限りでない。

- (1) 町民公益活動団体の登録された情報を広く町民に公開するため町ホームページ等への掲載
- (2) 住民や公的機関から町民公益活動団体に対する登録情報の提供
- (3) 各種情報の収集・提供
- (4) 町民公益活動団体から申出があった場合、当該の団体の主催する行事等に関する資料の町施設等への掲示
- (5) その他町民公益活動を促進するため、町長が特に必要と認める事項
(事業報告等)

第8条 町長は、前条の支援を行うため、登録した町民公益活動団体に対して、活動報告書(様式3号)の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 この登録に関する庶務は、生活振興課において処理する。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。